

地方創生移住支援事業・マッチング支援事業等について

令和2年7月21日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	<p>地方※¹へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者※²が移住)</p>	
<p>地方※¹での就業 (地方公共団体がマッチング支援の対象※³とした中小企業等に就業)</p>	<p>就業した場合 最大100万円</p>	
<p>地方※¹での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)</p>	<p>起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)</p>	<p>(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円</p>

東京圏からのUIターンの促進
地方の担い手不足対策



東京23区在住者・
23区への通勤者

他省庁との連携

- ＜移住支援と連携＞
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- ＜起業支援と連携＞
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

- ※1 東京圏の条件不利地域※⁴を含む。
- ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁴在住者を除く。
- ※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
- ※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。
- ※5 世帯の場合は最大100万円、単身の場合は最大60万円。

移住支援事業・起業支援事業を実施する道府県一覧

○2020年度は、42道府県が1,214市町村と連携して移住支援事業等を実施。

	移住支援事業・マッチング支援事業		起業支援事業
		連携先地方公共団体数 /地方公共団体数(R2)	
北海道	○	108 / 179	○
青森県	○	38 / 40	○
岩手県	○	33 / 33	○
宮城県	○	35 / 35	○
秋田県	○	25 / 25	○
山形県	○	35 / 35	○
福島県	○	53 / 59	○
茨城県	○	35 / 44	○
栃木県	○	25 / 25	○
群馬県	○	35 / 35	○
埼玉県	○	9 / 9	○
千葉県	○	9 / 11	○
東京都	-	-	-
神奈川県	-	-	-
新潟県	○	28 / 30	○
富山県	○	15 / 15	○
石川県	○	19 / 19	○
福井県	○	15 / 17	○
山梨県	○	23 / 27	○
長野県	○	59 / 77	○
岐阜県	○	42 / 42	○
静岡県	○	35 / 35	○
愛知県	○	52 / 54	○
三重県	○	25 / 29	-

	移住支援事業・マッチング支援事業		起業支援事業
		連携先地方公共団体数 /地方公共団体数(R2)	
滋賀県	○	9 / 19	-
京都府	○	10 / 26	○
大阪府	-	-	-
兵庫県	○	36 / 41	○
奈良県	○	33 / 39	○
和歌山県	○	30 / 30	○
鳥取県	○	19 / 19	○
島根県	○	19 / 19	○
岡山県	○	25 / 27	○
広島県	-	-	-
山口県	○	19 / 19	○
徳島県	○	24 / 24	○
香川県	○	16 / 17	○
愛媛県	○	4 / 20	○
高知県	○	34 / 34	○
福岡県	○	25 / 60	○
佐賀県	○	16 / 20	○
長崎県	○	20 / 21	○
熊本県	○	45 / 45	○
大分県	○	18 / 18	○
宮崎県	○	26 / 26	○
鹿児島県	○	33 / 43	○
沖縄県	-	-	-
合計	42 道府県	(全自治体連携)20県	40 道府県

(注1) 事業対象市町村における活用団体数 1,214市町村/1,563市町村 (活用率 77.7%) [2019年度] 1,140市町村/1,563市町村 (活用率 72.9%)

(注2) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の地方公共団体数は条件不利地域を母数とする。

地方創生移住支援事業の更なる活用の推進

○地方創生移住支援事業の要件見直し内容

	従前要件	見直し内容
移住者	○東京23区に在住又は通勤していること (直近連続5年以上)	○直近10年間で通算5年以上、東京23区に在住又は通勤していること。ただし、直近1年以上は、東京23区に在住又は通勤していることが必要。
企業	○本店所在地が東京圏外の地域にある法人	○東京圏に本店があっても、勤務地限定型社員は対象とする。
	○官公庁等(第三セクターを含む) でないこと	○第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人及び地方公共団体から補助を受けている法人は対象とする。
	○資本金10億円以上の法人でないこと	○資本金10億円以上であっても営利企業でない法人は対象とする。(例:社会福祉法人、NPO法人などは対象) ○上記に限らず、資本金概ね50億円までの法人で、市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める場合は、本事業の対象とする。

- みなし大企業に関して、ある企業が知事特認等により本事業の対象となった場合、その企業のいわゆる子会社についても本事業の対象とする。

地方創生移住支援事業等に係る事業開始時期及び求人掲載件数等

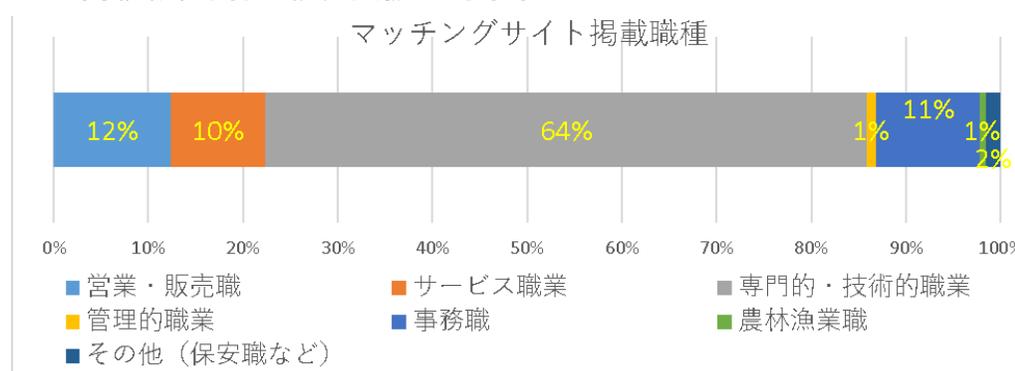
■ 求人掲載数等

都道府県	求人掲載件数	
	求人掲載件数	移住支援金対象求人数
北海道	435	435
青森県	146	103
岩手県	7,975	155
宮城県	1,376	591
秋田県	544	544
山形県	120	120
福島県	370	149
茨城県	190	73
栃木県	333	238
群馬県	162	162
埼玉県	34	31
千葉県	131	68
東京都	-	-
神奈川県	-	-
新潟県	256	256
富山県	442	246
石川県	714	343
福井県	634	185
山梨県	186	186
長野県	391	250
岐阜県	208	107
静岡県	2,144	137
愛知県	848	534
三重県	231	231

R2.6末時点

都道府県	求人掲載件数	
	求人掲載件数	移住支援金対象求人数
滋賀県	28	5
京都府	266	59
大阪府	-	-
兵庫県	43,705	178
奈良県	16	5
和歌山県	292	247
鳥取県	100	92
島根県	3,093	400
岡山県	414	290
広島県	-	-
山口県	189	189
徳島県	278	120
香川県	1,430	254
愛媛県	12,338	4
高知県	69	52
福岡県	208	208
佐賀県	78	68
長崎県	187	71
熊本県	51	17
大分県	51	51
宮崎県	898	517
鹿児島県	228	108
沖縄県	-	-
合計	81,789	8,079

■ マッチングサイト掲載職種割合（移住支援金対象求人）



注)元号がないものはR元年

※各道府県マッチングサイトから内閣官房作成

求人掲載の質と量の充実が必要

※各道府県マッチングサイトから内閣官房作成

子供の農山漁村体験の充実

現状

- 農山漁村体験には小学生32万人、中学生37万人、高校生15万人が取り組んでいると推計されるが、都市部の児童生徒に将来のUIJターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、一層の推進が必要である。
- 生きる力の醸成等の教育効果を得るためには、おおむね1週間程度の体験が望ましいとされるが、現状ではほとんどが1泊2日または2泊3日の短期間の体験にとどまっている。

取組状況

(総務省、文科省、農水省、環境省と連携)

- 2024年度に、**取組人数の倍増**を目指し、**小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人**が農山漁村体験を行うことを、目標として設定。
- 長期（4泊5日等）の取組及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動（※）を地方創生推進交付金で支援。
※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動
- 令和元年度より、これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大。
- 新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報やサポート可能な教職員OB・OG等の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築・公開。
- 農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、YouTube等でPR動画を公開。



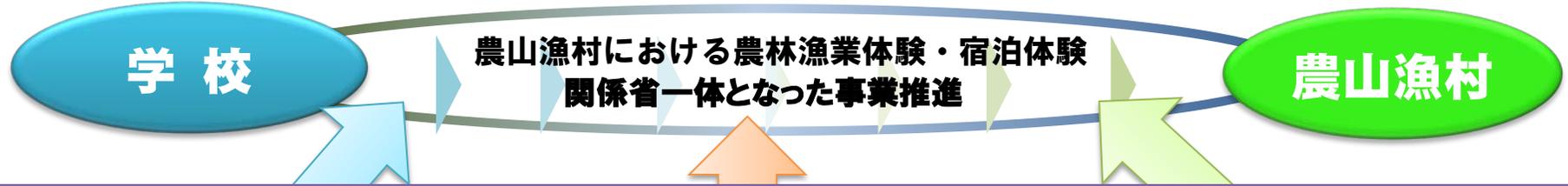
東京都武蔵野市の取組の様子



北海道長沼町での受入れの様子

農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進 令和2年度予算の概要

- 令和2年度予算において、農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進のため、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の5省が連携して所要額を計上。
- 関係省庁連絡会議を開催し、セミナー等において合同で施策説明を行うなど、省庁間の情報共有や連携を実施。



内閣官房・内閣府

送り側(学校)を中心に支援

- 関係省庁連絡会議の設置（議長：地方創生総括官）
- 長期（4泊5日等）の子供農山漁村体験の取組に対する支援【地方創生推進交付金1,000（1,000）億円の内数】

文部科学省

送り側(学校)を中心に支援

- 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
 - ・小学校、中学校、高等学校等における取組
 - ・教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入の取組
 - ・教育支援センター等における体験活動の取組等
- 【健全育成のための体験活動推進事業（学校を核とした地域力強化プランの一部）
99（99）百万円】
- 【補習等のための指導員等派遣事業の一部
3,198百万円の一部】
- 【体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト
27（32）百万円】
- 【「子どもゆめ基金」事業 8,571百万円の一部】

総務省

送り側・受入側双方が連携して行う取組を中心に支援

- 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業
 - ・子供農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援
 - ・子供の農山漁村体験交流計画の策定を支援
 - ・モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーの開催
- 【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費 30(37)百万円】
- 特別交付税による財政措置
 - ・宿泊体験活動の取組に対する財政措置
 - ・体制整備等への財政措置

農林水産省

受入側(農山漁村)を中心に支援 (モデル地域) (国立公園等)

- 都市と農山漁村の交流を促進するための取組に対する支援
 - ・農泊ビジネスの体制構築
 - ・観光コンテンツの磨き上げ
 - ・専門人材の確保 等
- 交流促進施設等の整備に対する支援
 - ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農産物販売施設等の整備
 - ・地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備
(各種地方財政措置を措置)
- 【農山漁村振興交付金
9,805（9,809）百万円の内数】

環境省

- 自然体験プログラムの開発・実施支援
 - ・受入地域でのプログラム開発や実施の支援
 - ・受入地域の協議会等と協力して事業を進める自然学校等の把握や支援
- 【国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 7(7)百万円】
- 【自然公園等利用ふれあい推進事業経費 9(9)百万円の内数】
- 【環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業
500(500)百万円の内数】

子供の農山漁村体験に係る地方創生推進交付金の活用（概要）

4泊5日以上の子供の農山漁村体験及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動※が、
地方創生推進交付金の対象となり得ます。

※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動

対象となり得る事業

- 4泊5日以上の活動
- 小中高校の児童生徒が行う宿泊体験活動で、学校教育において行われるもの。
- 農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流し、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うもの。
- 関連して一体として取り組む地方創生に資する活動(下記参照)を行うこと

※従来から子供の農山漁村体験に取り組んできた地域においても、地方創生に資する活動に新たに取り組む場合には対象となり得る。

関連して一体として取り組む活動例

- ① 送り手側地域において、受入れ地域との交流会や物産フェアを実施し、児童生徒が行った体験の内容や成果等を地域住民や保護者と共有する活動
- ② 地域の人材を発掘し、実地研修等を通じて、子供の農山漁村体験を含む体験活動等の地域活動をサポートする人材の育成・活用を図る取組

ex. 送り手側:教職員のサポートプランナーや補助員の育成・活用
受入れ側:体験ガイドの育成・活用

対象団体

都道府県、市区町村

助成期間

最大3年間

補助率

1/2(地方負担分については、地方財政措置の対象)

対象費目

左記事業に要する経費のうち、児童・生徒の参加費、委託費、外部人材招聘経費、研修費、会議費、備品費等
※他の国庫補助事業の給付を受けていないものが対象

交付上限額

都道府県:2.0億円 中枢中核都市:1.7億円 市区町村:1.4億円
(上記は事業費ベース。国費ベースはそれぞれ1.0億円、0.85億円、0.7億円)

その他

- KPIの設定とPDCAサイクルの組み込みが必要。
- 対象となる事業は、自立性、官民共同、地域間連携、政策間連携の先導性要素を備える必要。

※地方創生推進交付金の対象とならない事業であっても、小学校、中学校の農山漁村体験等の取組については、地方財政措置の対象となる場合がある。

問い合わせ先(子供の農山漁村体験に係る地方創生推進交付金の活用)

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 杉山、坂本

TEL 03-6257-1413 or 1416

MAIL kids-taikent3i@cao.go.jp

子供の農山漁村体験活動の充実・推進に向けた手引き等について

農山漁村体験の充実・推進に向けて、教育現場の方を対象に、教員の負担軽減に向けた工夫や授業時間の確保等、実際に取り組まれている先進事例、財政面の支援についてパンフレットや手引きを内閣官房のHPで公開しています。ぜひご利用ください。



子供の農山漁村体験活動の 充実・推進に向けた手引き



- 本手引きは、教育現場の皆様が、農山漁村体験活動を新たに実施する際に、課題となることが想定される事項を中心に、事例も盛り込みながら、その解決に役立つポイントをまとめた資料集です。

2019年6月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

1章 はじめに

農山漁村体験活動の概要、取組の現状や、本手引きの活用方法を紹介

2章 農山漁村体験活動がもたらす 教育効果

これまでに実施された教員や児童・生徒へのアンケート調査結果、長時間の実施に伴う教育効果に関する調査結果等を掲載

3章 農山漁村体験の具体的事例

小学校、中学校、高等学校合計5校の個別事例について、具体的な体験活動の内容・スケジュール、事前活動や事後活動での教育内容、引率教員や保護者の声を紹介

4章 農山漁村体験活動の実施に 向けた課題とポイント

事前準備、保護者との情報共有、事前指導の実施、体験活動中や活動後の取組といった実施に向けたステップにおいて、よくある課題や実施に当たってのポイントを解説

5章 教員の負担軽減のための工夫

実施校が取り組んでいる工夫事例、窓口業務、費用徴収や補助者に関する工夫の紹介

6章 政府の支援策

各省の支援の概要を紹介

7章 参考資料

活用できる各種資料のひな形を掲載

手引き、パンフレットは以下のURLからご覧頂けます

URL: <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kidstaiken/index.html>

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構のコーディネートシステムについて

- 新たに農山漁村体験（特に「農山漁村の受入家庭での宿泊・生活体験」）に取り組もうとする教育委員会や学校等が必要とする受入側の情報（受入地域団体・地域の概要、体験メニュー、最大宿泊可能人数、安全管理体制等）や、サポート可能な支援人材（学生ボランティア、NPO法人、観光協会等の連絡先、サポート内容等）の情報を公開。
- また、都道府県、体験の種類、フリーワード、宿泊可能人数（ホームステイ・集団宿泊）、利用種別（対象団体・日帰り対応の有無）等の情報を組み合わせた検索が可能であり、受入希望フォームからのプログラム内容や見積もり等の問い合わせも可能。
- 屋外でも検索しやすくなるようにPC（パソコン）だけでなく、スマートフォンによる閲覧が可能。

【受入地域団体の登録基準】

- ①地域一体による受入家庭の手配・調整等が行えること（1学年規模(30人程度)の人数に応じられる受入家庭の軒数等）
- ②窓口組織は事前の相談・要望から事後精算まで一元的に対応できること（専任の担当者の配置、問い合わせ体制等）
- ③受入地域の中で受入家庭のリスク管理を講じていること（関係機関（医療機関・保健所・消防等）との緊急連絡体制等）

登録の仕組み



URL: <https://furusato.jp/>

